

○伊那市体育施設設置補助金交付要綱

平成 18 年 3 月 31 日
告示第 166 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地域住民のスポーツ振興を図るため、地域自治団体が行う体育施設の設置事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、伊那市補助金等交付規則(平成 18 年伊那市規則第 35 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第 2 条 補助金の交付対象となる施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 運動広場(競技場面積 456 平方メートル以上)
- (2) 市長が認める体育施設及び附属施設

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付対象となる経費は、施設の新設、増設、改築及び改造工事費で次に掲げるものとする。

- (1) 本体工事費
- (2) バックネット工事費
- (3) 外柵工事費
- (4) 夜間照明施設工事費
- (5) 附属施設(更衣室、便所、器具置場等)の工事費
- (6) 給排水工事費
- (7) 市長が認める工事費

(補助率)

第 4 条 補助率は、工事費が 100 万円以下の部分については 40 パーセント以内、100 万円を超える部分については 20 パーセント以内とし、補助金の合計額は、220 万円を限度とする。

2 前項の工事費は、市の実施設計単価に基づき評価した工事費とする。

(適用除外)

第 5 条 前 3 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助金の交付の対象としない。

- (1) 工事費が 10 万円以下のもの
- (2) 地域自治団体が、第 2 条に定める施設の補助金の交付を受け、交付の日から起算して 5 年を経過しないもの

(補助金の調整)

第 6 条 国、県等から補助金等を受けて設置する場合の補助金は、第 4 条の補助額から国、県等から受けた補助等の額を控除した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の伊那市体育施設設置補助金交付要綱(昭和 50 年伊那市告示第 42 号。以下「合併前の告示」という。)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 第 5 条第 2 号の規定は、施行日の前日までに、合併前の告示の規定により補助金の交付を受けている場合は、その交付の日から通算する。

前 文(抄)(平成 19 年 4 月 16 日告示第 136 号)

平成 19 年度の補助金から適用します。